下　水　道　法
東大阪市下水道条例　による

水 質 規 制 の 手 引 き

〔工場・事業場 用〕

令和5年1月改訂

東大阪市　上下水道局　下水道部
サービス推進室　排水設備課

はじめに

下水道法（昭和３３年４月２４日法律第７９号、以下「法」という。）は、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

また、東大阪市下水道条例（昭和４２年２月１日東大阪市条例第６３号、以下「条例」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、下水道の管理について必要な事項を定めています。

公共下水道管理者は、下水道施設の機能を保全し、下水処理場からの放流水の水質基準を守るため、工場・事業場等から下水道に排出される汚水の水量・水質等を明確に把握しなければなりません。

よって、公共下水道管理者は、皆様方の工場・事業場等に対しまして、水質規制に係る法及び条例の周知並びに法及び条例の規定に基づいた下水排除基準遵守の指導を継続的に行っております。

この小冊子は、法及び条例の水質規制に係る条項の抜粋と、特定施設設置等の届出に係る書類の作成から提出までを円滑に行って頂くためのあらまし等で構成されています。

まだまだ不充分なところがあることとは存じますが、本市公共下水道処理区域に在する工場・事業場に関係される皆様方にてご活用頂ければ幸いです。

令和５年１月

東大阪市下水道部長

目　次

ページ

〔 下水道法・東大阪市下水道条例抜粋 編 〕　１ ～３０

法令リンクより参照ください。（本ページからダウンロードできません）

〔 特定施設設置等の届出のあらまし 編 〕　３１～３９

１．各種届出等の事務手続き　……　３１
２．届出一覧表　……　３２
　（１）法にもとづくもの　……　３２
　（２）条例にもとづくもの　……　３３
３．届出に必要な書類　……　３４
　（１）法にもとづくもの　……　３４
　（２）条例にもとづくもの　……　３５
４．届出を必要とするとき　……　３６
　（１）公共下水道使用開始届　……　３６
　（２）特定施設設置届　……　３６
　（３）特定施設使用届　……　３６
　（４）除害施設計画・計画変更確認申請　……　３６
　（５）除害施設認定申請　……　３６
　（６）除害施設設置工事完了届　……　３６
　（７）除害施設等管理責任者・選任届　……　３６
　（８）その他　……　３７
５．届出の提出先　……　３７
６．実施の制限　……　３７
７．計画変更命令　……　３７
８．その他の義務　……　３８
　（１）特定事業場からの下水の排除の制限　……　３８
　（２）除害施設の設置等　……　３８
　（３）事故時の措置　……　３８
　（４）水質の測定、記載及び保存義務　……　３８
　（５）報告義務　……　３９

〔 参考資料 編 〕　４１～１２２

１．届出書の記入例　……　４１
　・　メッキ業の記入例　……　４１
　・　門型洗車機（ガソリンスタンド、コイン洗車等）の記入例　……　６５
　（洗たく業（クリーニング店）、ミニラボ（カメラ店等）の記入例は、窓口にて別冊で用意しております。）

２．東大阪市下水排除基準 ･････････････････ ８１
下水排水基準リンクより「東大阪市下水排除基準」を参照ください。（本ページからダウンロードできません）
３．下水道法及び下水道条例の水質規制 ･････････････････ ８２
下水排水基準リンクより「東大阪市下水排除基準」を参照ください。（本ページからダウンロードできません）
４．特定施設の種類 ･････････････････ ８４
法令リンクより参照ください。（本ページからダウンロードできません）
５．罰則等 ･････････････････ ９３
法令リンクより参照ください。（本ページからダウンロードできません）
６．白紙様式集 ･････････････････ ９５
各種申請届出書類よりダウンロードください。（本ページからダウンロードできません）

凡　例

法律･････････････････下水道法
政令･････････････････下水道法施行令
省令･････････････････下水道法施行規則
条例･････････････････東大阪市下水道条例
規程･････････････････東大阪市下水道条例施行規程

〔 特定施設設置等の届出のあらまし 編 〕

１．各種届出等の事務手続き

特定施設及び除害施設を新たに設置する場合の事務手続きは、次図のとおりです。

〔事務手続きフロー図〕

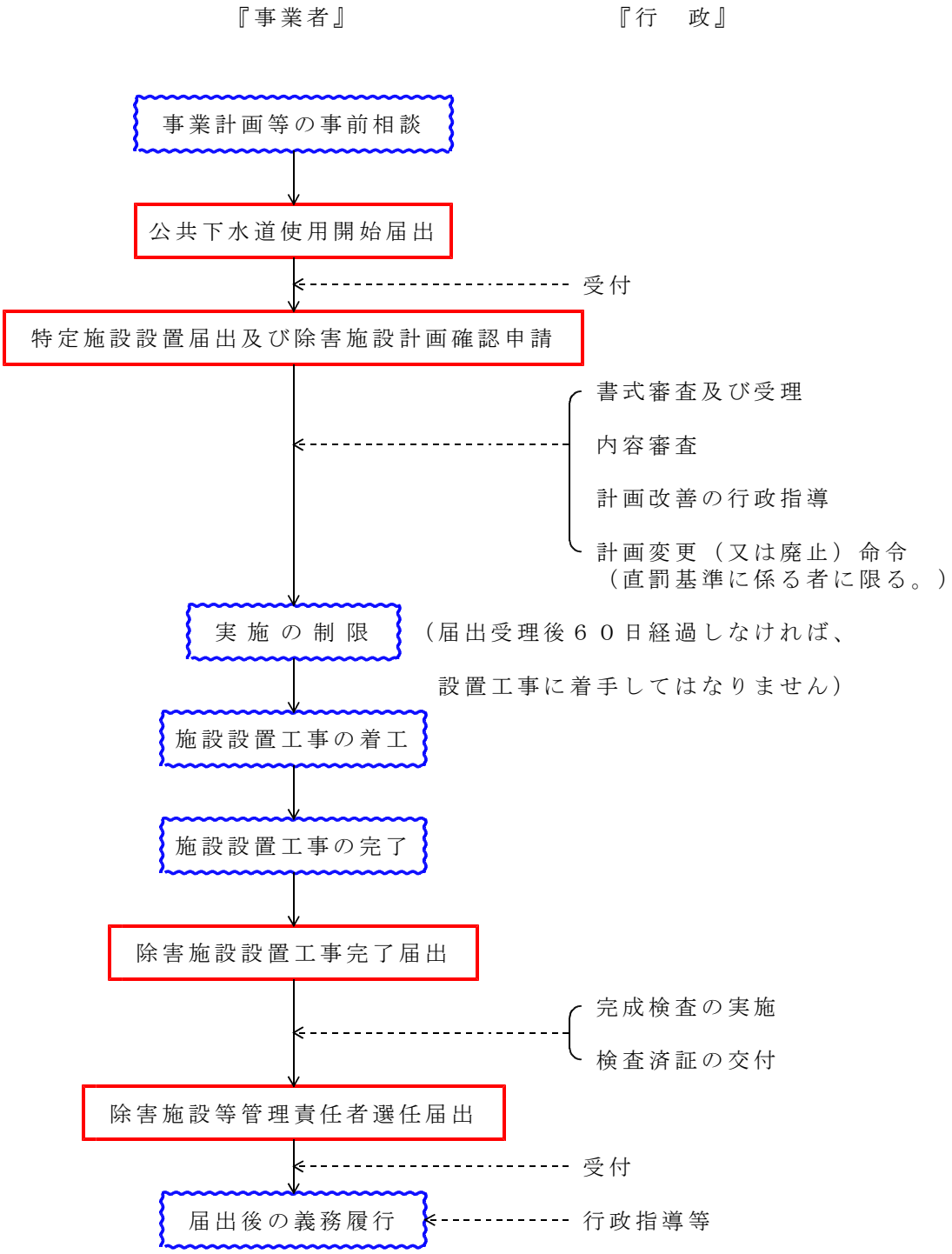

２．届出一覧表

（１）法にもとづくもの

	届出を必要とするとき	届出時期	根拠法令	様　式
1	①　継続して公共下水道を使用しようとするとき	あらかじめ	法第１１条の２第１項	公共下水道使用開始（変更）届（様式第４）
	②　①の届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき			
	③　特定施設の設置者が、継続して公共下水道を使用しようとするとき（①②の場合を除く）		法第１１条の２第２項	公共下水道使用開始届（様式第５）
2	①　新たに事業を開始するために、特定施設を設置しようとするとき	設置の６０日以前	法第１２条の３第１項	特定施設設置届出書（様式第６）
	②　特定施設をすでに有している工場等が別の特定施設を設置しようとするとき			
	③　既設の特定施設の使用を廃止して、新しい特定施設を設置しようとするとき			
	④　既設（設置工事をしている者も含む）の施設が法令により新たに特定施設に指定されたとき	特定施設となった日又は使用することとなった日から３０日以内	法第１２条の３第２項	特定施設使用届出書（様式第７）
	⑤　特定事業場から公共用水域に汚水を排除していた者が、公共下水道を使用することとなったとき		法第１２条の３第３項	
3	①　上記２の特定施設設置届又は特定施設使用届を届出済の特定事業場が、下記事項を変更しようとするとき ・特定施設の構造・特定施設の使用方法 ・汚水の処理方法・下水の量及び水質 ・用水及び排水の系統	変更の６０日以前	法第１２条の４	特定施設の構造等変更届出書（様式第８）
4	①　上記２の特定施設の届出済の特定事業場が、氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	変更又は廃止した日から３０日以内	法第１２条の７	氏名変更等届出書（様式第１０）
	②　上記２の特定施設の届出済の特定事業場が、特定施設の使用を廃止したとき			特定施設使用廃止届出書（様式第１１）
5	①　上記２の特定施設の届出をした者から、その届出に係る施設を譲り受け又は借り受けたとき	左記により承継があった日から３０日以内	法第１２条の８第３項	承継届出書（様式第１２）
	②　上記２の特定施設の届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る 。）があったとき			
6	①　特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者で、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したとき（政令で定める場合を除く。）	速やかに	法第１２条の９	事故届出書（参考様式）

〔提出部数〕

各３部（正１＋副２）

（２）条例にもとづくもの

	届出を必要とするとき	届出時期	根拠法令	様　式
1	①　除害施設の新設を行おうとするとき	あらかじめ	条例第５条第１項	除害施設計画・計画変更確認申請書（様式第２）
	②　上記①の届出の確認を受けた者が、その内容を変更しようとするとき（下記２を除く）		条例第５条第２項	
2	①　上記１の届出の確認を受けた者が、氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき（法第１２条の７により届出た者を除く）	変更、廃止又は承継のあった日から３０日以内	条例第５条第２項	氏名変更等届出書（様式第３）
	②　上記１の届出の確認を受けた者が、除害施設の使用を廃止したとき（法第１２条の７により届出た者を除く）			除害施設使用廃止届出書（様式第４）
	③　上記１の届出の確認を受けた者から除害施設を承継したとき（法第１２条の８第３項により届出た者を除く）			承継届出書（様式第５）
3	①　従来の除害施設を使用しようとするとき	使用することとなった後	条例第９条第１項	除害施設認定申請書（様式第１１）
4	①　除害施設の新設等の工事を完了したとき	工事完了した日から５日以内	条例第６条第１項	除害施設設置工事完了届（様式第７）
5	①　除害施設等管理責任者を選任したとき	選任又は変更した日から３０日以内	条例第１１条の４第２項	除害施設等管理責任者選任・変更届（様式第１６）
	②　除害施設等管理責任者を変更したとき			

〔提出部数〕

各２部（正１＋副１）

＊ 届出・申請者について

・個人の場合　氏名、住所及び電話番号を記載する。

・法人の場合　法人名、本社所在地、代表者の氏名及び電話番号を記載する。

（ 工場長、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。）

３．届出に必要な書類

（１）法にもとづくもの

届　出　書　類	様　式
○　公共下水道使用開始（変更）届	様式第４又は５
添　付　書　類	
○　排出汚水の水量、水質の推定の根拠 ○　特定施設又は除害施設等を設置する者は、その構造、配置、給排水系統及び排水口等の概要を明らかにする図書及び図面	
（注）　特定施設等の届出と併せて本届出をする場合は、特定施設等の届出に必要な書類との重複分は、割愛しても結構です。	

届　出　書　類	様　式
○　特定施設設置届出書 ○　特定施設使用届出書 ○　特定施設の構造等変更届出書	様式第６ 様式第７ 様式第８
添　付　書　類	
○　特定施設の構造 ○　特定施設の使用の方法 ○　汚水の処理の方法 ○　処理施設の概要 ○　処理前後の水質及び水量 ○　下水の量及び水質 ○　用水及び排水の系統 ○　工場又は事業場の周辺の見取図 ○　工場又は事業場敷地内の配置平面図 ・特定施設、主要機械、主要装置及び汚水処理施設等の配置図 ・特定施設からの汚水処理施設に至る導水路図 ・用水及び排水の系統図 ○　特定施設の構造概要図 ・平面図と側面図に主要寸法記入のこと ○　特定施設を含む操業系統図 ・各施設で使用する水量及び排水の水量及び水質を記入すること ○　汚水処理施設の構造概要図 ・平面図と側面図に主要寸法記入のこと ・特に沈殿槽等内部構造の特殊なものは別に詳しく記入すること ○　汚水処理施設の処理系統図 ・フローシート ○　濃厚廃液調査票 ・処理を委託する業者との産業廃棄物委託契約書の写し ・処理を委託する業者の産業廃棄物処理業許可証の写し	別紙１ 別紙１ 別紙２－１ 別紙２－２ 別紙２－３ 別紙３ 別紙４ 別図１ 別図２ 別図３ 別図４ 別図５ 別図６

届　出　書　類	様　式
○　氏名変更等届出書 ○　特定施設使用廃止届出書 ○　承継届出書	様式第１０ 様式第１１ 様式第１２
添　付　書　類	
○　特に必要なし	
（注）　特定施設の一部分を使用廃止した場合は、その使用廃止した特定施設を確認できる配置平面図等を添付してください。	

（２）条例にもとづくもの

届　出　書　類	様　式
○　除害施設計画・計画変更確認申請書 ○　除害施設認定申請書	様式第２ 様式第１１
添　付　書　類	
○　申請地附近の見取図 ○　工場等の配置平面図 ・　用水及び排水系統は系統別に色分けして記入し、公共ますの位置が明示されているもの ○　生産（作業）工程図 ○　除害施設の仕様書 ・　処理対象の水量及び水質 ・　除害施設の設計計算書 ・　除害施設のフローシート及び配置図 ・　除害施設の操作マニュアル等 ○　水質保証書（水質の性能保証に関する内容の記載が他にあれば不要、認定申請の場合は不要） ○　水質試験成績書（認定申請のみ必要）	
（注）　特定施設等の届出と併せて、本申請をされる方については、特定施設等の届出に必要な書類との重複分は、割愛しても結構です。	

届　出　書　類	様　式
○　除害施設設置工事完了届	様式第７
添　付　書　類	
○　特に必要なし	

届　出　書　類	様　式
○　除害施設等管理責任者選任・変更届	様式第１６
添　付　書　類	
○　水質関係の公害防止管理者の資格を有している者であることを証する書類の写し	

届　出　書　類	様　式
○　氏名変更等届出書 ○　除害施設使用廃止届出書 ○　承継届出書	様式第３ 様式第４ 様式第５
添　付　書　類	
○　特に必要なし	
（注）法第１２条の７若しくは法第１２条の８第３項の規定による届出（法様式第１０、１１又は１２）を行う場合は、この届出の必要はありません。	

４．届出を必要とするとき

（１）公共下水道使用開始届

継続して下記①②の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者又は特定施設の設置者は、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用の時期を、法様式第４又は５で公共下水道管理者に届け出なければなりません。

また、その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、届出が必要となります。（法第１１条の２関係）

①	最も多量の汚水を排除する１日における汚水の量が５０㎥以上排除する者
②	有害物質等の下水排除基準（資料 2）に適合しない水質の下水を排除する者

（２）特定施設設置届

工場等から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者で、当該工場等に特定施設を設置しようとするときは、その設置の６０日以前に、法様式第６で公共下水道管理者に届け出なければなりません。（法第１２の３第１項）

なお、本届出の際には、その事業計画等の内容について、本市と十分に事前相談及び協議を行い、当該特定事業場から排水する下水の水質が、下水排除基準（資料２を参照）に適合する見込みの計画とする必要があります。

届出書類の作成にあたりましては、記入例（資料１）を参考としてください。

（３）特定施設使用届

既設（設置工事をしている者も含む）の施設が法令により新たに特定施設に指定されたとき又は特定事業場から公共用水域に汚水を排除していた者が、公共下水道を使用することとなったときは、その日から３０日以内に、法様式第７で公共下水道管理者に届け出なければなりません。（法第１２の３第２、３項）

（４）除害施設計画・計画変更確認申請

除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、条例様式第２で上下水道事業管理者に届け出て、確認を受けなければなりません。（条例第５条関係）

（５）除害施設認定申請

従来の除害施設を使用する者は、条例様式第１１で上下水道事業管理者に届け出て、検査を受けなければなりません。（条例第９条関係）

（６）除害施設設置工事完了届

除害施設の新設等を行った者は、その工事の完了した日から５日以内に、条例様式第７で上下水道事業管理者に届け出て、検査を受けなければなりません。
（条例第６条関係）

（７）除害施設等管理責任者選任・変更届

除害施設又は特定施設の設置者は、除害施設等の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設等を設置した日から３０日以内に除害施設等管理責任者（下記の資格が必要）を２名選任し、その選任した日から３０日以内に、条例様式第１６で上下水道事業管理者に届け出なければなりません。（条例第１１条の４関係）

〔除害施設等管理責任者の資格〕

1　排除する下水中に政令第９条の４第１項各号に掲げる物質を含むおそれのある事業場	(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第７条第１項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有していること。 (2) 上下水道事業管理者の行う講習の課程を修了していること。 (3) 上下水道事業管理者の指定する講習の課程を修了していること。
2　その他の事業場	(1) 上記各号に該当していること。 (2) その他上下水道事業管理者が上記講習の課程を修了した者と同等以上の能力を有する者と認めること。

（８）その他

上記（１）から（７）以外にも、次の届出義務が法及び条例で規定されており、**貴工場又は事業場の内容につきまして、少しでも変更される場合は、その変更内容等の届出が必要かどうかを、事前に本市までお問い合わせ下さい。**

なお、各々の届出が未届出の場合は、法及び条例の届出義務違反となり、罰則等が適用される場合もありますので注意してください。

- 特定施設の構造等変更届出書（法様式第８）
- 氏名変更等届出書　（法様式第１０、条例様式第３）
- 特定施設使用廃止届出書　（法様式第１１）
- 除害施設使用廃止届出書　（条例様式第４）
- 承継届出書　（法様式第１２、条例様式第５）
- 事故届出書　（参考様式）

５．届出の提出先

冊子裏面　問い合わせ先　参照

特定施設又は除害施設等についての協議・申請に来庁される際には、本市担当者が工場立入等により不在の場合がありますので、あらかじめ、当課に電話等での連絡をお願いいたします。

６．実施の制限

特定施設の設置又は構造等変更の届出をした者は、原則として、その届出内容に不備が無く、公共下水道管理者が受理した日から６０日を経過した後でなければ、届出に係る設置又は変更に着手してはなりません。（法第１２条の６第１項）

ただし、公共下水道管理者は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、実施の制限期間を短縮することができますので、制限期間短縮措置の必要な方につきましては、事前に本市まで相談してください。（法第１２条の６第２項）

７．計画変更命令

特定施設の設置又は構造等変更の届出があったとき、公共下水道管理者は、その届出内容を技術審査します。そして、その届出内容の計画では、当該特定事業場から排除される下水の水質が、公共下水道への排出口において直罰に係る下水排除基準（資料２を参照）に適合しないと認めるときは、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができます。（法第１２条の５）

８．その他の義務

（１）特定事業場からの下水の排除の制限

特定施設を設置する工場又は事業場から、下水を排除して公共下水道を使用する者は、原則として、その水質が公共下水道への排出口において、下水排除基準（資料２を参照）に適合しない下水を排除してはなりません。

（法第１２条の２、条例第１１条関係）

（２）除害施設の設置等

継続して下水排除基準（資料２を参照）に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け又は必要な措置を講じなければなりません。

（法第１２条、１２条の１１、条例第１１条の２、１１条の３関係）

（３）事故時の措置

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。（法第１２条の９第１項、政令第９条の８、第９条の９）

（４）水質の測定、記載及び保存義務

下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、次のとおり、下水の水質を測定し、その結果を水質測定記録表に記載・保存しなければなりません。

（法第１２条の１２、省令第１５条、規程第１４条）

〔水質測定内容〕

測定項目	測定頻度
温度	排水の期間中１日２回以上
水素イオン濃度	
ダイオキシン類	１年を超えない排水の期間ごとに１回以上
上記以外の項目	１４日を超えない排水の期間ごとに１回以上

（注）本市上下水道事業管理者が、排水の量又は水質を勘案して、これにより難いと認めるときは、その都度定めるところによります。

〔水質測定記録表の様式〕（省令様式第１３）

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の利用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名　称	排水量（㎥/日）								

備考　・採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
　　・５年間保存すること。

（５）報告義務

特定施設の設置者等で継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、公共下水道管理者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又は下水の水質に関し必要な報告を徴収されたときは、その内容について必ず報告しなければなりません。（法第３９条の２）

特に本市では、除害施設必要事業場に対しまして、１月に２回の水質測定結果を１月毎に報告することをお願いしています。

〔 参考資料 編 〕

メッキ業の記入例

＜記入例＞
特定施設を有する事業場であって、
除害施設を有する事業場の場合。

様式第四（第六条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

令和　5年　1月　5日

東大阪市公共下水道管理者　殿

申請者　住　所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話番号　06－1234－5678

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社　○○工業

代表取締役　東大阪　太郎

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排除場所	住所　東大阪市稲葉1丁目1番9号 名称　株式会社○○工業　□□工場	排水口数	2
排出汚水の水量又は水質	水量　月平均　530　立方メートル、日最大　25　立方メートル 水質　別記のとおり		
開始（変更）年月日	令和　5　年　4　月　1　日		
処理方法	酸化還元中和凝集沈殿法	施設名称	65.酸又はアルカリによる表面処理施設 66.電気メッキ施設 71－5.トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

・処理方法 ･････････ 一般的な処理の方法を記入すること。

例　酸化還元中和凝集沈殿法、活性汚泥法

・施設名称 ･････････ 水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる番号と名称を記入すること。

例　６５　酸又はアルカリによる表面処理施設

必要部数　１部

様式第六（第八条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和　5　年　1　月　5　日

東大阪市公共下水道管理者 殿

申請者　住　　所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

電 話 番 号　06－1234－5678

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社　○○工業
代表取締役 東大阪 太郎

下水道法第１２条の３第１項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○工業　□□工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	稲葉1丁目1番9号	※受理年月日	令和　年　月　日
特定施設の種類	65.酸又はアルカリによる表面処理施設 66.電気メッキ施設 71－5.トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙１のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙１のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙２のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙３のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙４のとおり。		

備考　１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

必要部数　３部

特定施設の構造及び使用の方法　　別紙１

特定施設名		（66－ ）電気メッキ施設	（65－ ）酸又はアルカリによる表面処理施設	（71－5）トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
型式		○×重工　ＡＢ型	△ロ工業　ＣＤ型	自社製　ＥＦ－Ｇ型
着手年月日		令和　５年　３月１０日	令和　５年　３月１０日	令和　５年　３月１０日
完成年月日		令和　５年　３月３０日	令和　５年　３月３０日	令和　５年　３月３０日
使用年月日		令和　５年　４月　１日	令和　５年　４月　１日	令和　５年　４月　１日
構造	材質	鋼鉄製ＰＶＣライニング	鋼鉄製ＰＶＣライニング	ステンレススチール製
	形状 主要寸法	別図（３）のとおり	別図（３）のとおり	別図（３）のとおり
能力		ボルト、ナット　最大８t/日	ボルト、ナット　最大８t/日	△△取付金具最大300個/日
主要機械又は主要装置の配置		別図（２）のとおり 番号（８）	別図（２）のとおり 番号（１６）（１７）	別図（２）のとおり 番号（２１）
設置場所		別図（２）のとおり	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
設置数		１　基	２　基	１　基
操業系統		別図（４）のとおり	別図（４）のとおり	別図（４）のとおり
１日の使用時間		9:00-17:00　（８時間）	9:00-17:00　（８時間）	9:00-17:00（実働３時間）
使用の季節的変動の概要		特になし	特になし	特になし
使用原料又は薬品の種類と１日あたりの量及び使用方法		苛性ソーダ　20kg/日 青化ソーダ　20kg/日 亜鉛板　40kg/日	クロム酸(34%)　10kg/日 ふっ素含有	トリクロロエチレン　5㍑/日補充
使用時の汚水量及び水質		別図（４）のとおり	別図（４）のとおり	別図（４）のとおり
その他参考事項		ＳＤＳ添付	ＳＤＳ添付	水系分離のため、メッキ作業場から離して設置する。

（別紙１）特定施設の構造及び使用の方法　記入要領

・特定施設名 ･････････ 水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に掲げる号番号と施設の名称を記入すること。
例　（６５－　）酸又はアルカリによる表面処理施設

・形　　式 ･････････ 施設の型等があれば記入すること。
例　○○社製　△△型　××式

・着手年月日
完成　〃
使用　〃
･････････ 施設に係るそれぞれの年月日を記入すること。

・構造・形状
主要寸法 ･････････ **別図**（３）に記入すること。
平面図、側面図に主要寸法を記入すること。
容量、面積等が必要なものは記入すること。
図面はメーカーのものでもよい。

・能　　力 ･････････ 原則として１施設を１日作業時間内に通常（最大）稼働した場合の能力を記入すること。
例　ボルト・ナット　３ｔ/日（最大５ｔ/日）　液量○○リットル

・主要機械又は主要装置の配置 ････ **別図**（２）に記入すること(P56)。なお、**別図**（２）の各施設に番号をつけた場合、その番号を記入すること。

・設置場所 ･････････ **別図**（２）に記入すること(P56)。

・設　置　数 ･････････ 施設の台数（ただし、同一規模、能力及び使用方法の施設に限る）

・操業系統 ･････････ **別図**（４）に記入すること(P57)。

・１日の使用時間 ････ 使用時間間隔や１日あたりの使用時間等を記入すること。
例　午前８時から午後５時　（８時間連続）
３日に１回　実働３時間

・使用の季節的変動の概要 ･････ 施設の使用方法、使用時間に季節的変動がある場合はその状況を記入すること。
例　６月から９月　１日１０時間使用

・使用原料又は薬品の種類と１日あたりの量及び使用方法 ････ 施設において使用する原料又は薬品の量を記入すること。
例　苛性ソーダ　２５Ｋｇ　（２０％希釈）
亜鉛板　　４０Ｋｇ
光沢材　　３０リットル
ＳＤＳの写しを添付すること。

・使用時の汚水量及び水質 ････ **別図**（４）に記入すること(P57)。

・備　　考 ･････････ 液の更新時期等、施設の構造及び使用の方法の参考となる事項を記入すること。

汚水の処理の方法　　別紙２－１

処理施設名	クロム処理施設	シアン処理施設	中和凝集沈殿処理施設
設置場所	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
着手年月日	令和　５年　３月１０日	令和　５年　３月１０日	令和　５年　３月１０日
完成年月日	令和　５年　３月３０日	令和　５年　３月３０日	令和　５年　３月３０日
使用年月日	令和　５年　４月　１日	令和　５年　４月　１日	令和　５年　４月　１日
処理施設の種類、型式、構造、主要寸法能力及び処理方式	◇◇プラント工業製 ＸＹＺ型－Ｏ式 鋼鉄製＋ＰＶＣﾗｲﾆﾝｸﾞ 別図（５）のとおり 酸化還元処理法	◇◇プラント工業製 ＸＹＺ型－Ｐ式 鋼鉄製＋ＰＶＣﾗｲﾆﾝｸﾞ 別図（５）のとおり アルカリ塩素法	◇◇プラント工業製 ＸＹＺ型－Ｑ式 鋼鉄製＋ＰＶＣﾗｲﾆﾝｸﾞ 別図（５）のとおり 中和凝集沈殿法
汚水処理の系統（フローシート）	別図（６）のとおり	別図（６）のとおり	別図（６）のとおり
汚水の集水及び導水方法	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
処理施設の使用時間及びその季節的変動の概要	午前９時～午後６時 季節変動なし	左記に同じ	左記に同じ
汚水の処理に要する消耗資材の１日当たりの用途別使用量	(10%)硫酸　80㍑ (10%)重亜硫酸ソーダ　40㍑	(10%)苛性ソーダ　80㍑ (10%)次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ　80㍑ (10%)硫酸　80㍑	(10%)硫酸　40㍑ (10%)苛性ソーダ　30㍑ (0.1%)高分子凝集剤　20㍑
処理前後の水量及び水質	別紙２－３のとおり	別紙２－３のとおり	別紙２－３のとおり
処理により生じる１ヵ月の残さの量及び処理方法	中和凝集沈殿処理施設で金属水酸化物として処理	中和凝集沈殿処理施設で金属水酸化物として処理	1トン／月　フィルタープレスで脱水後　〇〇クリーンセンターに委託処理
公共下水道への排出方法（排水口の位置、数、排出先）			別図(2)の排出口(No.2)より公共汚水ます(採水桝)を経由して下水道へ接続
その他参考事項			

（別紙２－１）汚水の処理の方法　記入要領

・処理施設名 ･････････ 一般的な処理の方法を記入すること。
例　クロム処理施設

・設置場所 ････････････ **別図（２）**に記入すること(P56)。

・着手年月日
完成　〃
使用　〃
}･･････ 処理施設に係るそれぞれの年月日を記入すること。

・処理施設の種類、･･･
形式、構造、主
要寸法、能力及
び処理方法

例　〇〇社製　△△型　××式　鋼鉄製
××ｔ/日　酸化還元処理
別図（５）に、配置図、平面図、側面図と主要寸法を記入のこと(P54)。
設計計算書を添付すること。
特に沈殿槽等内部構造の特殊なものは別に詳しく記入すること。

・汚水処理の系統 ････ **別図（６）**に記入すること(P60､61)。
排水処理に関する工程をフローシートで書くこと。

・汚水の集水及び
導水方法

･････ 汚水の集水及び導水経路を**別図（２）**に系統別に色分けしてわかりやすく記入すること(P56)。

・処理施設の使用
時間及びその季
節的変動の概要

････ 施設の使用時間間隔、１日の使用時間の概要、又季節的変動があればその概要を記入すること。
例　午前８時から午後６時
季節的変動なし

・汚水の処理に要
する消耗資材の
１日あたりの用
途別使用量

････ 排水を処理するために要する１日あたりの使用量を記入すること。
例　（１０％）苛性ソーダ　　３０リットル/日
（１０％）次亜塩素酸ソーダ　３０リットル/日

・処理前後の水量
及び水質

････ **別紙２－３**(P49)に記入すること。
各処理施設毎に記入すること。

・処理により生じ
る１ヶ月の残さ
の量及び処理方
法

････ 排水処理により生じる残さの１ヶ月の量とその処理法について記入すること。
例　スラッジ１ｔ/月　フィルタープレスで脱水後、〇〇クリーンセンターで委託処理

・公共下水道への
排出方法

････
例　別図（２）の排出口（Ｎｏ．２）公共汚水ますを経由して下水道へ接続

・備　　考 ････ 排水の処理の方法について参考となる事項があれば記入すること。

処理施設の概要　　別紙２－２

排水系統別水量	系列	水量	系列	水量	処理総水量
	シアン(CN)系	1.0 m³/時	酸アルカリ系	1.5 m³/時	最大 3.0 m³/時
	クロム(Cr)系	0.5 m³/時	系	m³/時	

系列	装置名	材質	寸法 WXDXH (m)	有効容量又は能力	滞留時間	付属機器
シアン系	シアン貯槽	鉄+PVC	2.0 ×1.0 ×1.2	2.0 m³	2時間	ポンプ、レベルセンサー
	シアン一次反応槽	〃	0.51×0.9 ×0.9	0.33 m³	20分	ORP計、pH計、撹拌機
	シアン二次反応槽	〃	1.16×0.9 ×0.9	0.75 m³	45分	ORP計、pH計、撹拌機
クロム系	クロム貯槽	鉄+PVC	1.0 ×1.0 ×1.2	1.0 m³	2時間	ポンプ、レベルセンサー
	クロム還元槽	〃	0.82×0.43 ×0.9	0.4 m³	30分	ORP計、pH計、撹拌機
酸・アルカリ系他	酸アルカリ貯槽	鉄+PVC	2.0 ×1.5 ×1.2	3.0 m³	2時間	ポンプ、レベルセンサー
	一次pH調整槽	〃	1.16×0.9 ×0.9	0.75 m³	15分	pH計、撹拌機
	二次pH調整槽	〃	1.16×0.9 ×0.9	0.75 m³	15分	pH計、撹拌機
	凝集槽	〃	0.77×0.9 ×0.9	0.49 m³	10分	撹拌機
	沈殿槽	〃	φ3.1 ×1.8	9.0 m³	3時間	S=0.5m²、LV=0.6
	最終中和槽	〃	1.16×0.9 ×0.9	0.75 m³	15分	pH計、撹拌機
	放流監視槽	〃	0.4 ×0.9 ×0.9	0.25 m³	5分	pH記録計
	スラリー貯槽	〃	1.3 ×1.4 ×1.2	1.7 m³	1日分	撹拌機
	脱水機	〃			200㎏／回	XXX-200型
	重亜硫酸ソーダ	塩ビ	丸形100㎏	80㎏	2日分	ポンプ、空警報装置
	次亜塩素酸ソーダ	〃	丸形200㎏	160㎏	2日分	ポンプ、空警報装置
	硫酸	〃	丸形100㎏	80㎏	2日分	ポンプ、空警報装置
	苛性ソーダ	〃	丸形100㎏	60㎏	2日分	ポンプ、空警報装置
	高分子凝集剤	〃	丸形50㎏	40㎏	2日分	ポンプ、空警報装置

処理前後の水量及び水質　　別紙２－３

施設名			水量	水質							
				pH	CN	Cr^{6+}	Cr	Zn	s-Fe	SS	トリクロロエチレン
シアン系	処理前	最大	1.0 m³/時	13	200						
		通常	0.8 m³/時	10	50						
	処理後	最大	1.0 m³/時	11	0.1						
		通常	0.8 m³/時	10	0.05 未満						
クロム系	処理前	最大	0.5 m³/時			100					
		通常	0.4 m³/時			10					
	処理後	最大	0.5 m³/時			0.1					
		通常	0.4 m³/時			0.05 未満					
酸・アルカリ系	処理前	最大	3.0 m³/時				200	200	200	300	
		通常	2.4 m³/時				50	50	50	50	
	処理後	最大	3.0 m³/時	5.8～8.6			0.2	0.5	1	30	0.01 未満
		通常	2.4 m³/時	7.0			0.1 未満	0.05 未満	0.1 未満	20	0.01 未満

（単位：ミリグラム／リットル）

（別紙２－２）処理施設の概要　　記入要領

・処理施設に導入される排水の総量と系列別の水量を１時間あたりの最大量で記入すること。

例　クロム系	２	㎥/時
酸・アルカリ系	３	㎥/時

・装置名 ･････････････ 各水系毎にその処理に必要な貯槽、中和槽等装置１つずつの名称及び材質、寸法、有効容量、滞留時間及びそれに付属した機器類を記入すること。

参考）排水量の算定方法（生活排水については除く）

・月間排水量

新設工場については、特定施設及び作業工程の仕様等からその使用水量を調査し、排水量を推定する。（また同業他社かつ企業規模が同等のものの排水量を参考にするのも１つの方法です）

既設工場については、過去１年間の水道使用実績より算出する。

・日間排水量

月間平均水量を操業日数で除したものを日平均排水量とする。日平均排水量に１．２～１．５を乗じたものを日最大排水量とする。

・時間排水量

日平均排水量を操業時間で除したものを時間平均排水量とする。時間平均排水量に１．２　～１．５を乗じたものを時間最大排水量とする。

日平均排水量＝月平均排水量÷月当たりの操業日数
日最大排水量＝日平均排水量×１．２～１．５
時間平均排水量＝日平均排水量÷日操業時間
時間最大排水量＝時間平均排水量×１．２～１．５

なお、処理装置に用いる槽の設計に当たっては腐食性の少ない構造（塩化ビニール等）とし、次表の容積基準を参考にして下さい。（実際の貯留量は容積の８０％を槽の容量として計算して下さい）

（注）

排水の発生する施設から除害施設（貯槽）まで排水する方法については、作業場の床面に溝を作りその中に塩化ビニール等の排水管を敷設し上部には、グレーチングを用い漏水等確認できる構造にして下さい。

反応槽及び薬品槽容積基準

各種反応槽及び貯槽	貯留時間及び滞留時間
油水分離槽	３０分以上（但し脱離液については除く）
各種排水貯槽(原水槽)	２時間以上
濃厚廃液貯槽	１日分以上
シアン１次反応槽	２０分以上
シアン２次反応槽	４５分以上
クロム還元槽	３０分以上
ｐＨ調整槽	(強酸又は強アルカリによる場合１５分以上) (弱酸又は弱アルカリによる場合３０分以上)
凝集槽	１０分以上
沈澱槽	３時間以上･水面積負荷０．６m^3／m^2／hr以下
最終中和槽	ｐＨ調整槽に準じる
放流監視槽	５分以上（ｐＨ記録計設置のこと）
スラリー貯槽	１日分以上
脱水機	１日１回以下の運転で処理できる能力
薬品槽	２日分以上（必ず薬品槽空警報装置設置）
揚水槽	３０分以上
ろ過機	ろ過速度５m^3/hr･m^2以下

（別紙２－３）処理前後の水量及び水質　記入要領

・**別紙２－２**(P48)に記載した処理施設毎処理前後の最大及び通常の１時間当たりの水量及びそれぞれの施設毎の処理前後の水質を記入すること。

下水の量及び水質　　別紙３

排水口名	No. 1		No. 2		No.		単位
排水の種類	生活排水		作業排水				
水量	最大	通常	最大	通常	最大	通常	
水質	1.0 m³/日	1.0 m³/日	24.0 m³/日	20.0 m³/日	m³/日	m³/日	
温度							度
水素イオン濃度			5.8~8.6	7.0			水素指数
生物化学的酸素要求量							5日間 mg/L
浮遊物質量			30	20			mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類含有量							mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類含有量							mg/L
窒素含有量							mg/L
燐含有量							mg/L
沃素消費量							mg/L
カドミウム及びその化合物							mg/L
シアン化合物			0.1	<0.05			mg/L
有機燐化合物							mg/L
鉛及びその化合物							mg/L
六価クロム化合物			0.1	<0.05			mg/L
砒素及びその化合物							mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物							mg/L
アルキル水銀化合物							mg/L
ポリ塩化ビフェニル							mg/L
トリクロロエチレン			<0.01	<0.01			mg/L
テトラクロロエチレン							mg/L
ジクロロメタン							mg/L
四塩化炭素							mg/L
1,2-ジクロロエタン							mg/L
1,1-ジクロロエチレン							mg/L
ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン							mg/L
1,1,1-トリクロロエタン							mg/L
1,1,2-トリクロロエタン							mg/L
1,3-ジクロロプロペン							mg/L
チウラム							mg/L
シマジン							mg/L
チオベンカルブ							mg/L
ベンゼン							mg/L
セレン及びその化合物							mg/L
ダイオキシン類							pg-TEQ/L
ふっ素及びその化合物			2	0.5			mg/L
ほう素及びその化合物			1	0.5			mg/L
1,4-ジオキサン							mg/L
フェノール類							mg/L
銅及びその化合物			0.5	0.5			mg/L
亜鉛及びその化合物			0.5	<0.05			mg/L
鉄及びその化合物(溶解性)			1	<0.1			mg/L
マンガン及びその化合物(溶解性)							mg/L
クロム及びその化合物			0.2	<0.1			mg/L
色又は臭気							

用水及び排水の系統　　別紙４

用水の種類及び量	上水道	通常　２１　㎥/日			
	工業用水	㎥/日			
	地下水	㎥/日			
	循環水及び回収水	㎥/日			
	その他（　）	㎥/日			
	合計	通常　２１　㎥/日			
排水の種類及び量	排水口	No.　１	No.　２	No.	合計
	作業排水	㎥/日	２０　㎥/日	㎥/日	２０　㎥/日
	冷却水　直接	㎥/日	㎥/日	㎥/日	㎥/日
	冷却水　間接	㎥/日	㎥/日	㎥/日	㎥/日
	その他(家庭排水)	１　㎥/日	㎥/日	㎥/日	１　㎥/日
	合計	１　㎥/日	２０　㎥/日	㎥/日	２１　㎥/日
用水及び排水の系統		別図（２、４）のとおり			

（別紙３）下水の量及び水質　記入要領

・排水口名 ･････････ 工場から公共下水道へ接続する排出口の番号
別図（２）の**排出口Ｎｏ**と同一の番号とすること(P56)。

・排水の種類 ････････ 処理水、冷却水、生活排水の区別を記入すること。

・水　　量 ････････ 排水口毎の通常及び最大の排水量を１日あたりで記入すること。

・水　　質 ････････ 原材料、使用薬品から必要と判断される項目の分析結果を通常及び最大値で記入すること。

（別紙４）用水及び排水の系統　記入要領

・用水の種類及び量 ････････ 工場で使用する１日あたりの通常の量をその種類毎に記入すること。

・排水の種類及び量 ････････ 排水口毎に排水の１日あたりの通常の量を記入すること。
別紙３に記入した値と一致していること(P52)。

・用水及び排水の系統図 ････････ **別図（２）**と**別図（４）**に記入すること(P56､57)。

濃厚廃液調査表　記入要領

・主たる成分ごとに記入すること。(汚泥については「汚泥」と記入)

・操業系統図内番号 ･････ **別図（２）**と**別図（４）**に記入した番号に一致すること(P56､57)。

・廃液名称、濃度 ････ 廃液の主要成分とその濃度を明記すること。

・委託処分業者又は自家処理状況 ････ **別紙２－１**の処理により生じる１ヶ月の残さの量及び処理の方法に一致すること(P46)。

・備　　考 ････････ その他廃液の処理について参考となる事項。

濃厚廃液調査表

事業所名　株式会社　〇〇工業

操業系統 図内番号	廃液名称 （主要成分）	濃度	有害物質	発生周期 又は 更新周期	発生量 又は 更新量	保管方法	委託処分業者名称 又は 自家処理状況	備考
	汚泥			月１回	１トン	汚泥用屋根付きヤードにて保管	フィルタープレスで脱水後〇〇クリーンセンターに委託処理	
2	脱脂廃液			月２回	０．８トン	屋内タンク	株式会社　△△工業に委託処理	
4	廃硫酸	３％		月１回	０．８トン	屋内タンク	株式会社　△△工業に委託処理	
6	廃苛性ソーダ	５％		月１回	０．３トン	屋内タンク	株式会社　△△工業に委託処理	
１４	廃硝酸	５％	ＣＮ	月１回	０．８トン	屋内タンク	株式会社　△△工業に委託処理	
１６ １７	クロメート廃液	１０％	Cr^{6+}	週１回	０．１トン	屋内タンク	株式会社　△△工業に委託処理	
２１	トリクロロエチレン廃液	９０％	トリクロロエチレン	３ヶ月に１回	０．３トン	委託業者により直接引き抜き。	口口産業に再生委託。	

別図２　工場又は事業場敷地内の平面配置図

・特定施設、主要機械、主要装置及び汚水処理施設等の配置図
・特定施設からの汚水処理施設に至る導水路図
・用水及び排水の系統図

用　水
排　水
濃厚廃液 ※

（※印は、濃厚廃液貯槽へ）

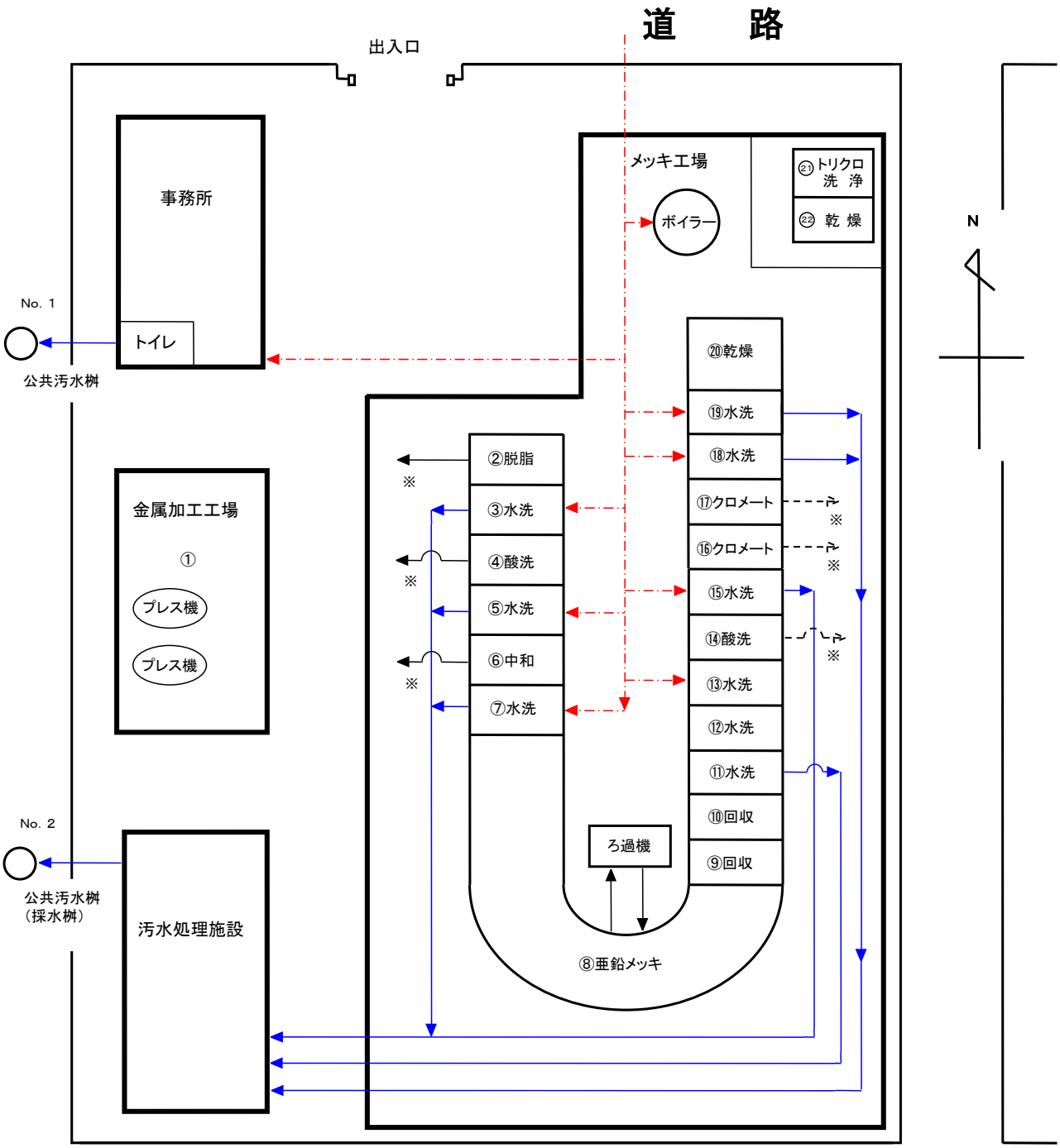

別図４　特定施設を含む操業系統図

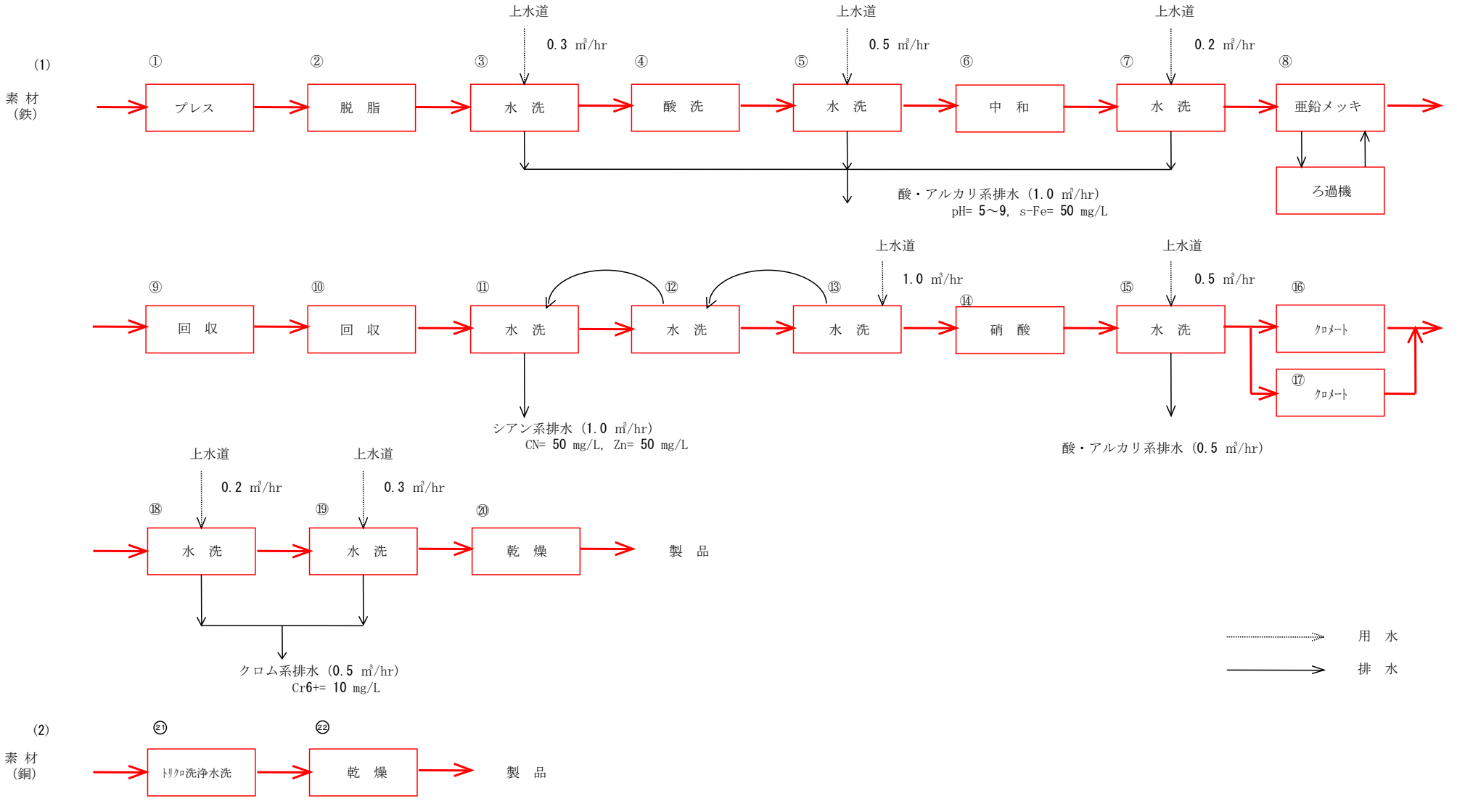

別図５　汚水の処理施設の構造概要図

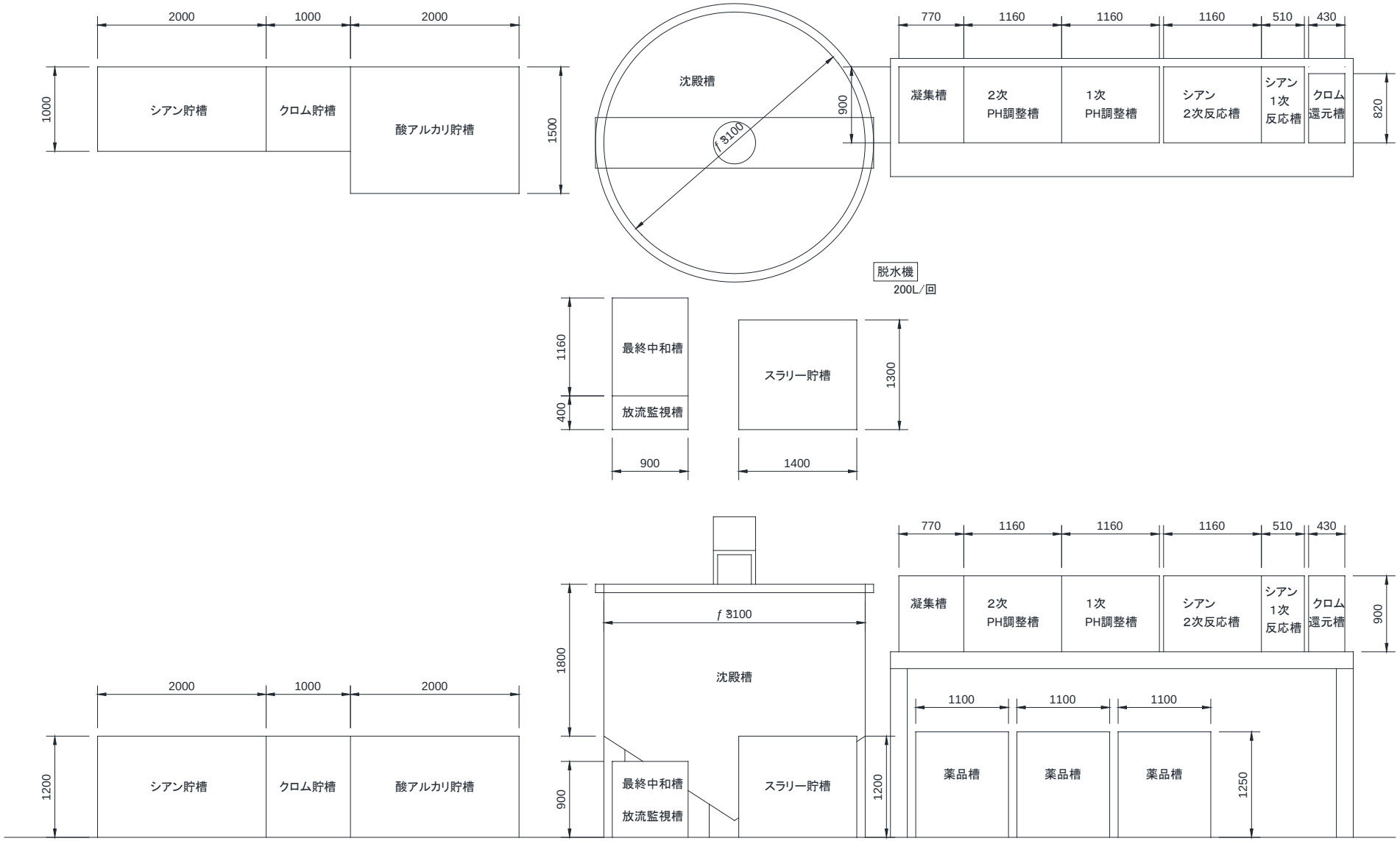

沈殿槽、脱水機、ろ過器等の構造の特殊なものは、詳細な構造図、カタログ等を添付してください。

別図６　汚水処理施設の処理系統図

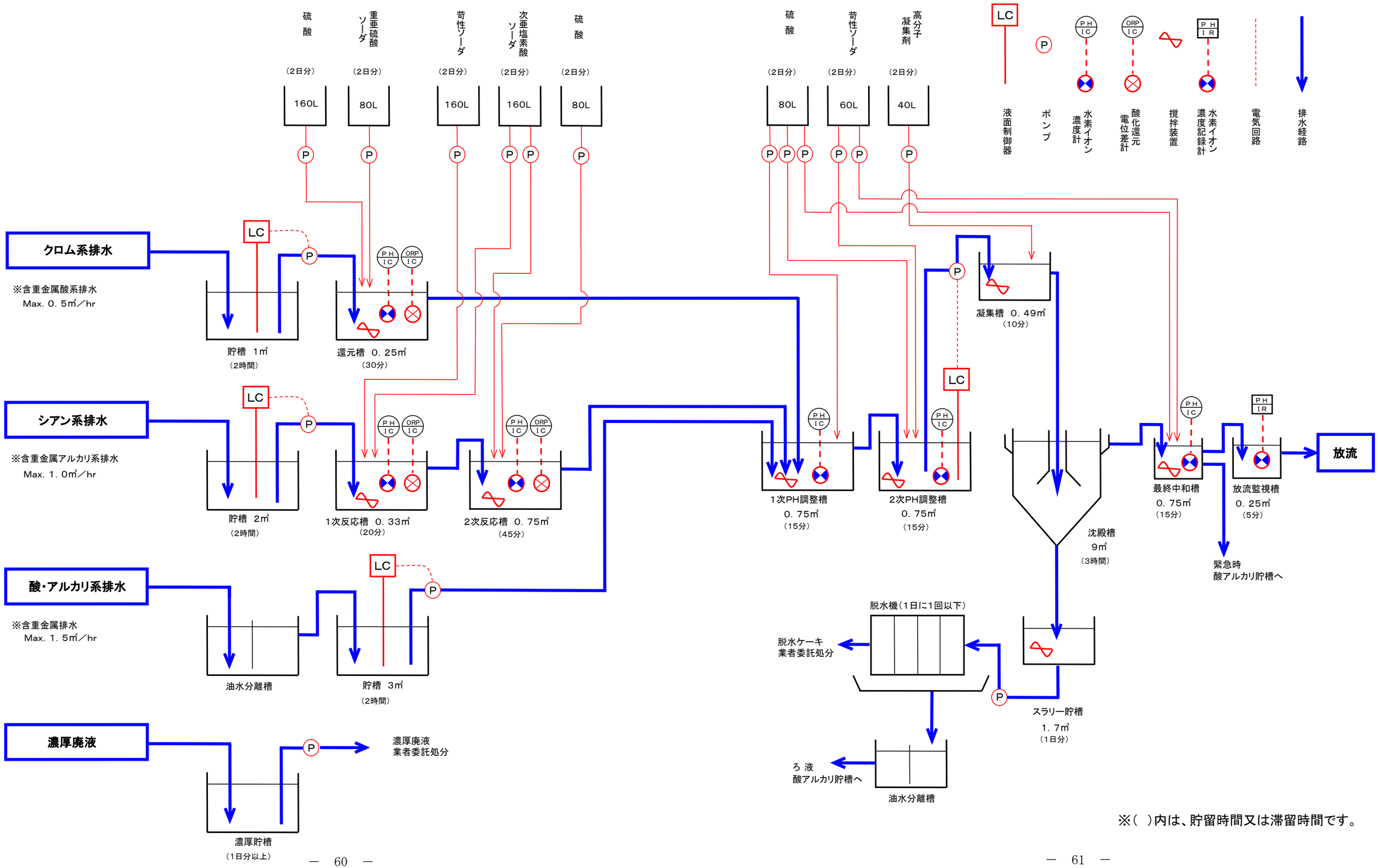

※（　）内は、貯留時間又は滞留時間です。

様式第２（第４条第２項関係）

除害施設計画・計画変更確認申請書

令和　５年　１月　５日

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

申請者　住所　東大阪市荒本北１丁目１番１号

氏名　株式会社　〇〇工業

代表取締役　東大阪太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６－１２３４－５６７８

次のとおり除害施設の計画・計画変更の確認を申請します。

新設・増設・改造（該当のものを〇で囲むこと。）

設置場所	東大阪市　稲葉１丁目１番９号	（業種）電気メッキ業
工場等の名称	〇〇工業　ロロ工場	（資本金）３千万　円
除害施設の名称	酸化還元中和凝集沈殿処理施設	（従業員数）１７　人
処理方法	構造、機能及び処理効果は別紙のとおり	
排出汚水量	最大　２４　㎥／日・平均　２０　㎥／日	
排出汚水の水質	別紙のとおり	
作業時間	午前・午後　９　時から　午前・午後　５　時まで　８　時間／日	
設計者	△△設計株式会社	
工事施行者	ロロ工業所	
除害施設工事着手と竣工	（着手）　令和　５　年　３　月１０　日 （竣工）　令和　５　年　４　月　１　日	
除害施設設置費用	５００万　円	公的融資活用状況　０　円

※ 下記の欄は記入しないこと。

受付	第　　号	
	令和　年　月　日	
排水区		

必要部数　２部

様式第７（第６条第１項関係）

除害施設設置工事完了届

令和　５年　４月　５日

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

届出者　住所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

氏名　株式会社　〇〇工業

代表取締役　東大阪太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６－１２３４－５６７８

次のとおり除害施設設置工事が完了したので、届け出ます。

設置場所	東大阪市　稲葉１丁目１番９号
受付番号	第　〇-１２３号　令和５年　１月　５日
除害施設の名称	酸化還元中和凝集沈殿処理施設
工事完了年月日	令和　５年　４月　１日
工事施行者	住所　東大阪市永和１丁目〇番〇号
	氏名　口口工業所

※ 下記の欄は記入しないこと。

受付	第　　号
	令和　　年　　月　　日
排水区	

必要部数　２部

様式第１６（第１１条第２項関係）

除害施設等管理責任者選任・変更届

令和　５年　１月　５日

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

申請者　住所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

氏名　株式会社　〇〇工業

代表取締役　東大阪　太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６－１２３４－５６７８

次のとおり除害施設等管理責任者を選任・変更したので、届け出ます。

工場等の名称	〇〇工業　口口工場　（電話番号）072-912-3456			
工場等の所在地	東大阪市　稲葉１丁目１番９号			
特定施設の種類	65、66、71-5		※整理番号	
除害施設の名称	酸化還元中和凝集沈殿		※受理年月日	令和　年　月　日
選任・変更年月日	令和　５年　１月　７日		※施設番号	
除害施設等管理責任者		主担者	副担者	※資格区分
	職名	代表取締役	工場長	
	氏名	東大阪　太郎	東大阪　花子	
選任・変更の理由	新工場設置による選任			

※ 印の欄は記載しないこと。

排除する下水中に政令第９条の４第１項各号に掲げる物質を含むおそれのある事業場であって、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第７条第１項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有している者が選任される場合は、資格を有することを証明する書類の写しを添付こと。（個人情報に該当する生年月日は、消してください。）

必要部数　２部

門型洗車機（ガソリンスタンド、コイン洗車等）の記入例

＜記入例＞
特定施設（７１．自動式車両洗浄施設）を有する事業場であって、
除害施設（油水分離槽等）を有する事業場の場合。

＜注＞
スプレー洗車機のみ、若しくは手洗いのみの場合、他に特定施設が無ければ特定施設の届出は不要となります。（この場合、除害施設計画確認申請のみ届出が必要です）
コイン洗車の場合も届出が必要です。

＜資料１＞　届出書の記入例

様式第四（第六条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

令和　5年　1月　5日

東大阪市公共下水道管理者　殿

申請者　住　　所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話番号　06－1234－5678

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社〇〇石油

代表取締役　東大阪　太郎

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排除場所	住所　東大阪市稲葉1丁目1番9号 名称　〇〇石油　口口店		排水口数	2
排出汚水の水量又は水質	水量	月平均　120　立方メートル、日最大　5　立方メートル		
	水質	別記のとおり		
開始（変更）年月日	令和　5　年　4　月　1　日			
処理方法	油水分離		施設名称	71.自動式車両洗浄施設

・処理方法 ･････････ 一般的な処理の方法を記入すること。

例　油水分離

・施設名称 ･････････ 水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる番号と名称を記入すること。

例　７１　自動式車両洗浄施設

必要部数　１部

様式第六（第八条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和　4　年　1　月　5　日

東大阪市公共下水道管理者　殿

申請者　住　　所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話番号　06－1234－5678

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社　〇〇石油

代表取締役　東大阪　太郎

下水道法第１２条の３第１項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇石油　□□店	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	稲葉1丁目1番9号	※受理年月日	令和　年　月　日
特定施設の種類	71.自動式車両洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙１のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙１のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙２のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙３のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙４のとおり。		

備考　１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

必要部数　３部

特定施設の構造及び使用の方法　　別紙１

特定施設名		(71－) 自動式 車両洗浄施設	(　－　)	(　－　)
型式		○×工業　ＡＢ型		
着手年月日		令和　5年　3月10日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
完成年月日		令和　5年　3月30日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
使用年月日		令和　5年　4月　1日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
構造	材質	ステンレススチール製		
	形状 主要寸法	別図（３）のとおり	別図（３）のとおり	別図（３）のとおり
能力		○台/時、□台/日		
主要機械又は主要装置の配置		別図（２）のとおり 番号（１）	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
設置場所		別図（２）のとおり	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
設置数		1　基	基	基
操業系統		別図（４）のとおり	別図（４）のとおり	別図（４）のとおり
１日の使用時間		9時～17時(8時間)	時～　時(　時間)	時～　時(　時間)
使用の季節的変動の概要		特になし		
使用原料又は薬品の種類と１日あたりの量及び使用方法		中性洗剤　○kg/日		
使用時の汚水量及び水質		別図（４）のとおり	別図（４）のとおり	別図（４）のとおり
その他参考事項				

汚水の処理の方法　　別紙２－１

処理施設名	５槽式油水分離		
設置場所	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
着手年月日	令和　５年　３月　１日	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
完成年月日	令和　５年　３月３０日	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
使用年月日	令和　５年　４月　１日	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
処理施設の種類、型式、構造、主要寸法能力及び処理方式	５槽式油水分離 ＦＲＰ製		
汚水処理の系統（フローシート）	別図（６）のとおり	別図（６）のとおり	別図（６）のとおり
汚水の集水及び導水方法	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり	別図（２）のとおり
処理施設の使用時間及びその季節的変動の概要			
汚水の処理に要する消耗資材の１日当たりの用途別使用量	吸着マット　〇枚／月		
処理前後の水量及び水質	別紙２－３のとおり	別紙２－３のとおり	別紙２－３のとおり
処理により生じる１ヵ月の残さの量及び処理方法	廃油・汚泥は〇〇工業に委託処理（△kg/月）		
公共下水道への排出方法（排水口の位置、数、排出先）			
その他参考事項			

処理施設の概要　　別紙２－２

排水系統別水量	系列	水量	系列	水量	処理総水量
	洗車　系	０．５ m³/時	系	m³/時	最大　０．５ m³/時
	系	m³/時	系	m³/時	

系列	装置名	材質	寸法 (m) W×D×H	有効容量又は能力	滞留時間	付属機器
	５槽式油水分離	ＦＲＰ	0.9×0.9×0.9×5	1槽当り0.65m³	1槽当り７８分	最終槽に吸着マット

処理前後の水量及び水質　　別紙２－３

施設名			水量	水質							
				ｐＨ	鉱物油	動植油					
油水分離	処理前	最大	０．５ ㎥/時	5.8～8.6	１０	４０					
		通常	０．３７５ ㎥/時	７	８	２０					
	処理後	最大	０．５ ㎥/時	5.8～8.6	５未満	３０未満					
		通常	０．３７５ ㎥/時	７	３	１０					
	処理前	最大	㎥/時								
		通常	㎥/時								
	処理後	最大	㎥/時								
		通常	㎥/時								
	処理前	最大	㎥/時								
		通常	㎥/時								
	処理後	最大	㎥/時								
		通常	㎥/時								

（単位：ミリグラム／リットル）

下水の量及び水質　　別紙３

排水口名	No. 1		No. 2		No.		単位
排水の種類	生活排水		洗車排水				
水量	最大	通常	最大	通常	最大	通常	
水質	1.0 m³/日	1.0 m³/日	4.0 m³/日	3.0 m³/日	m³/日	m³/日	
温度							度
水素イオン濃度			5～9	7			水素指数
生物化学的酸素要求量							5日間 mg/L
浮遊物質量							mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類含有量			5未満	5未満			mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類含有量							mg/L
窒素含有量							mg/L
燐含有量							mg/L
沃素消費量							mg/L
カドミウム及びその化合物							mg/L
シアン化合物							mg/L
有機燐化合物							mg/L
鉛及びその化合物							mg/L
六価クロム化合物							mg/L
砒素及びその化合物							mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物							mg/L
アルキル水銀化合物							mg/L
ポリ塩化ビフェニル							mg/L
トリクロロエチレン							mg/L
テトラクロロエチレン							mg/L
ジクロロメタン							mg/L
四塩化炭素							mg/L
1,2-ジクロロエタン							mg/L
1,1-ジクロロエチレン							mg/L
ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン							mg/L
1,1,1-トリクロロエタン							mg/L
1,1,2-トリクロロエタン							mg/L
1,3-ジクロロプロペン							mg/L
チウラム							mg/L
シマジン							mg/L
チオベンカルブ							mg/L
ベンゼン							mg/L
セレン及びその化合物							mg/L
ダイオキシン類							pg-TEQ/L
ふっ素及びその化合物							mg/L
ほう素及びその化合物							mg/L
１，４－ジオキサン							mg/L
フェノール類							mg/L
銅及びその化合物							mg/L
亜鉛及びその化合物							mg/L
鉄及びその化合物(溶解性)							mg/L
マンガン及びその化合物(溶解性)							mg/L
クロム及びその化合物							mg/L
色又は臭気							

用水及び排水の系統　　別紙４

用水の種類及び量	上水道	通常 4 ㎥/日			
	工場用水	㎥/日			
	地下水	㎥/日			
	循環水及び回収水	㎥/日			
	その他（　）	㎥/日			
	合計	通常 4 ㎥/日			
排水の種類及び量	排水口	No. 1	No. 2	No.	合計
	作業排水	㎥/日	3 ㎥/日	㎥/日	3 ㎥/日
	冷却水　直接	㎥/日	㎥/日	㎥/日	㎥/日
	冷却水　間接	㎥/日	㎥/日	㎥/日	㎥/日
	その他(家庭排水)	1 ㎥/日	㎥/日	㎥/日	1 ㎥/日
	合計	1 ㎥/日	3 ㎥/日	㎥/日	4 ㎥/日
用水及び排水の系統	別図（２、４）のとおり				

濃厚廃液調査表

事業所名　株式会社　〇〇石油

操業系統 図内番号	廃液名称 （主要成分）	濃度	有害物質	発生周期 又は 更新周期	発生量 又は 更新量	保管方法	委託処分業者名称 又は 自家処理状況	備考
	廃油 汚泥			1ヶ月に1回	△kg	直接引抜き	〇〇工業に処理を委託	

別図２　工場又は事業場敷地内の平面配置図

・特定施設、主要機械、主要装置及び汚水処理施設等の配置図
・特定施設からの汚水処理施設に至る導水路図
・用水及び排水の系統図

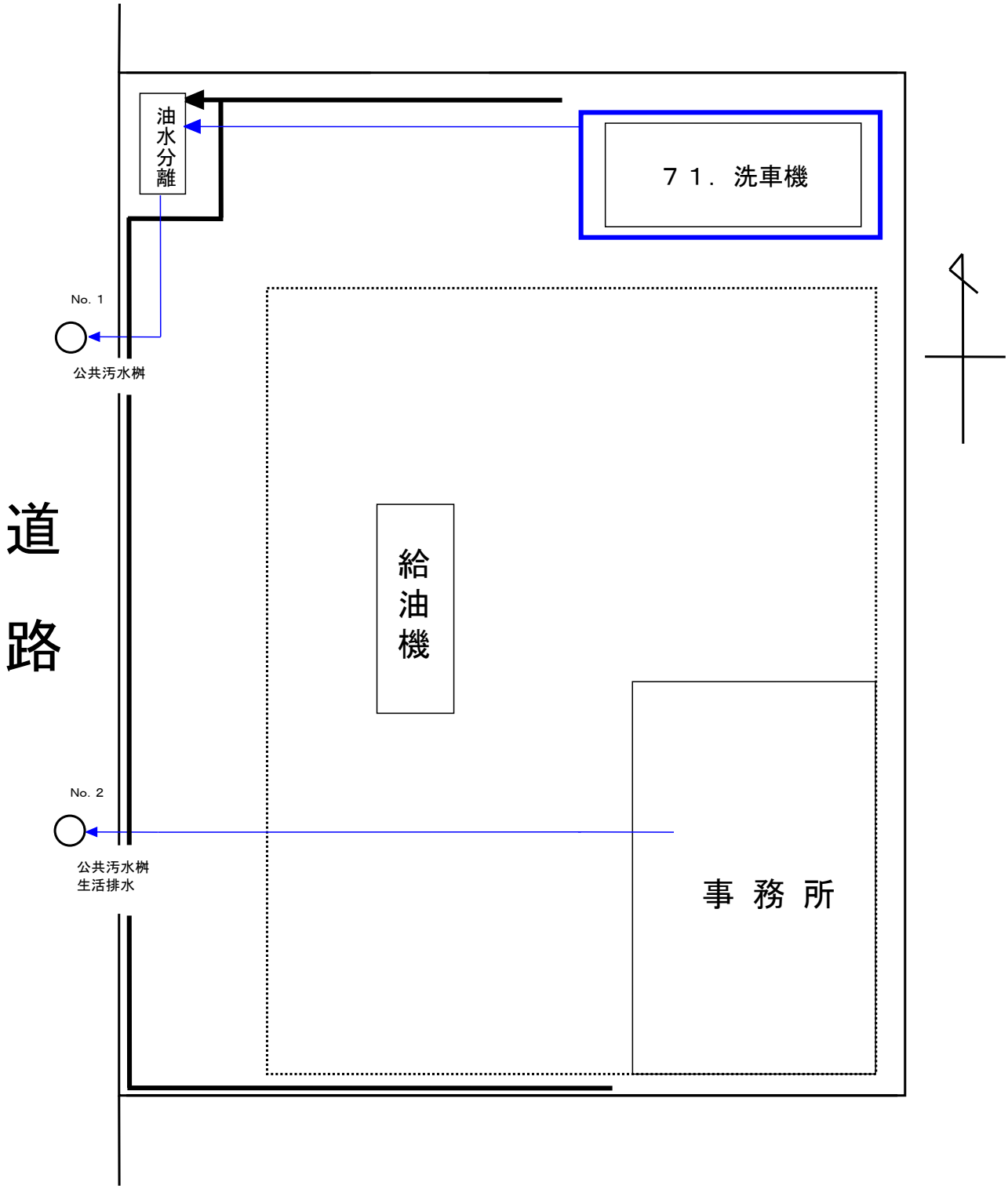

別図４　特定施設を含む操業系統図

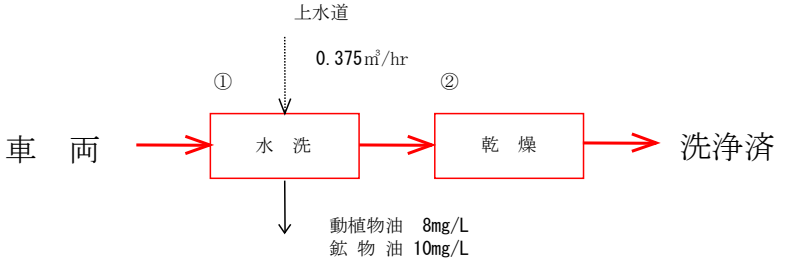

洗車機の洗浄コース別に行程が異なるときは、別途カタログ等の資料を添付すること。

用　水

排　水

油水分離槽構造図（参考）

処理能力は１㎥／hr以下。
（１㎥／hr以上は別途対策を講じる必要があります。）

※設置に伴う注意事項

１．油水分離槽では、洗車等の洗浄排水、工場床面洗浄排水、油汚染のある屋外部分の雨水、リフト室からの排水等を処理します。
２．油水分離槽には、生活排水や屋根の雨水は流入しないようにして下さい。
３．油水分離槽には、周辺に導水溝等を設け途中からの排水流入を防ぐようにして下さい。
４．油水分離槽には、蓋を設けて雨の影響を受けないようにして下さい。
５．油水分離槽の各層には、落差をつけない構造として下さい。
６．連通管には、脱着可能な蓋をつけて下さい。
７．吸着充填容器にはパッキングをつけて下さい。
８．土砂の流入の多い場合には、油水分離槽の前に沈殿槽を設けて下さい。

構造図（処理能力１㎥/時）

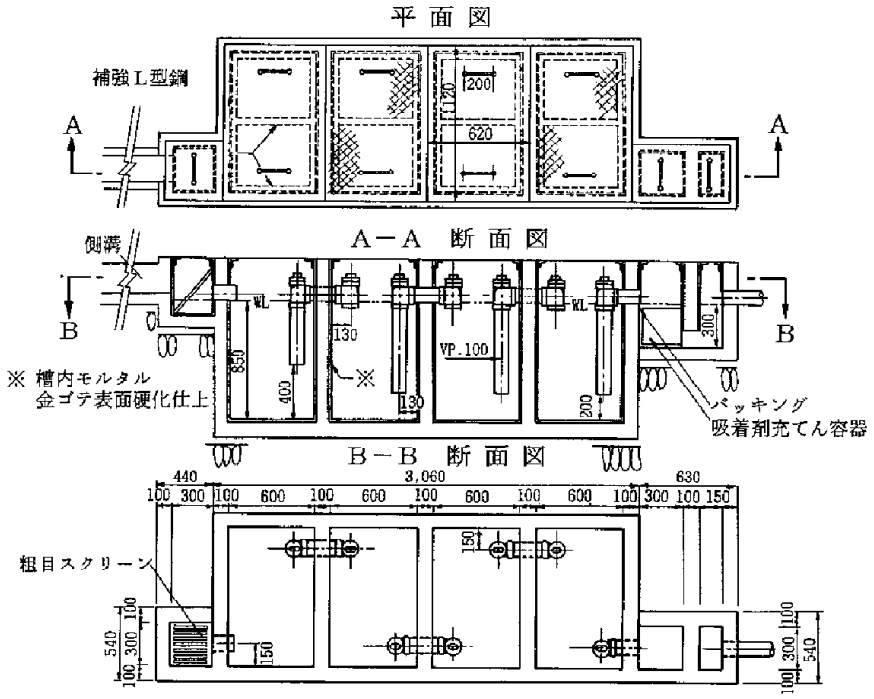

様式第２（第４条第２項関係）

除害施設計画・計画変更確認申請書

令和　５年　１月　５日

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

申請者　住所　東大阪市荒本北１丁目１番１号

氏名　株式会社　○○石油

代表取締役　東大阪太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６－１２３４－５６７８

次のとおり除害施設の計画・計画変更の確認を申請します。

新設・増設・改造（該当のものを○で囲むこと。）

設置場所	東大阪市　稲葉１丁目１番９号	（業種）	ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ
工場等の名称	○○石油　□□店	（資本金）	３千万　円
除害施設の名称	５槽式油水分離施設	（従業員数）	７　人
処理方法	構造、機能及び処理効果は別紙のとおり		
排出汚水量	最大　４　㎥/日・平均　３　㎥/日		
排出汚水の水質	別紙のとおり		
作業時間	午前・午後　９　時から　午前・午後　５　時まで　８　時間／日		
設計者	△△設計株式会社		
工事施行者	□□工業所		
除害施設工事着手と竣工	（着手）　令和　５　年　３　月　１０　日 （竣工）　令和　５　年　４　月　１　日		
除害施設設置費用	５０万　円	公的融資活用状況	０　円

※ 下記の欄は記入しないこと。

受付	第　　号
	令和　　年　　月　　日
排水区	

必要部数　２部

様式第７（第６条第１項関係）

除害施設設置工事完了届

令和　５年　４月　５日

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

届出者　住所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

氏名　株式会社　〇〇石油

代表取締役　東大阪太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６－１２３４－５６７８

次のとおり除害施設設置工事が完了したので、届け出ます。

設置場所	東大阪市　稲葉１丁目１番９号
受付番号	第　〇-２３４号　令和　５年　１月　５日
除害施設の名称	５槽式油水分離施設
工事完了年月日	令和　５年　４月　１日
工事施行者	住所　東大阪市永和１丁目〇番〇号
	氏名　口口工業所

※ 下記の欄は記入しないこと。

受付	第　　号
	令和　　年　　月　　日
排水区	

必要部数　２部

様式第１６（第１１条第２項関係）

除害施設等管理責任者選任・変更届

令和　５年　１月　５日

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

申請者　住所　東大阪市荒本北1丁目1番1号

氏名　株式会社　〇〇石油

代表取締役　東大阪　太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６－１２３４－５６７８

次のとおり除害施設等管理責任者を選任・変更したので、届け出ます。

工場等の名称	〇〇石油　口口店　（電話番号）072-912-7890			
工場等の所在地	東大阪市　稲葉１丁目１番９号			
特定施設の種類	７１		※整理番号	
除害施設の名称	５槽式油水分離		※受理年月日	令和　年　月　日
選任・変更年月日	令和　５年　１月　５日		※施設番号	
除害施設等管理責任者		主担者	副担者	※資格区分
	職名	代表取締役	店長	
	氏名	東大阪　太郎	東大阪　花子	
選任・変更の理由	新店舗設置による選任			

※ 印の欄は記載しないこと。

必要部数　２部

問い合わせ先

〒５７７－８５２１
東大阪市荒本北一丁目1番1号　　総合庁舎　13階

東大阪市　上下水道局　下水道部

サービス推進室　排水設備課

電話　　06－4309－3000（代表）、3255（直通）
Fax　　06－4309－3828
Eメール　gesuihaisetsu@city.higashiosaka.lg.jp

付近見取図

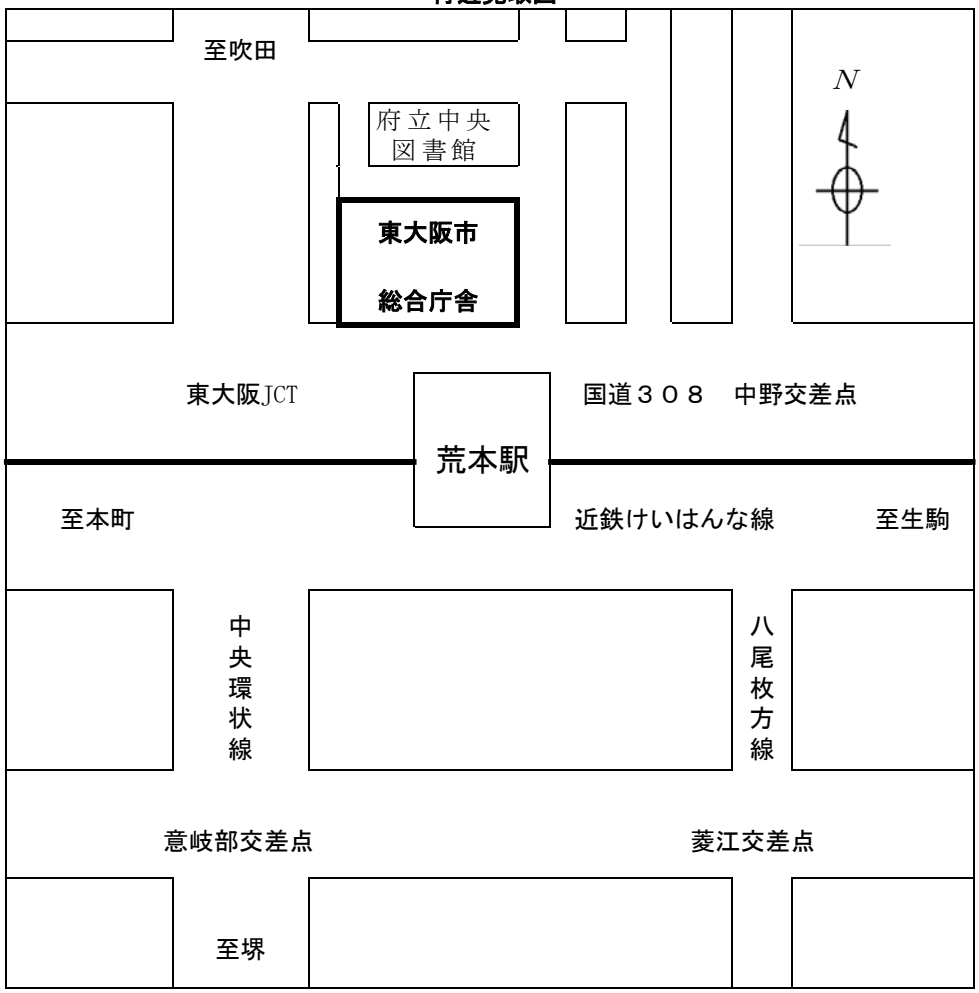

東大阪市のホームページのアドレス

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/